特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
綾部市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
京都府綾部市長

公表日
令和7年5月7日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 (1)児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 (2)現況届の発送・受付・確認 (3)支払管理の確認 (4)統計処理の確認
③システムの名称	(1)児童手当システム (2)児童手当システム(標準準拠システム) (3)団体内統合宛名システム (4)中間サーバ (5)番号連携サーバ (6)京都府・市町村共同電子申請システム

2. 特定個人情報ファイル名
(1)児童手当受給者ファイル (2)児童手当児童ファイル (3)宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項　別表項番81に規定する事務

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例 給付の支給に関する情報」が含まれる項(42、125、141、161) (情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(106、107) 第9条第1項　別表項番81に規定する事務	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部　子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1　☎0773-42-0502

８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康こども部　子育て支援課　子育て担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1　☎0773-42-4252
９．規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムで検索する際は、氏名、住所、生年月日等で本人を特定しているため。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報の取り扱いについて、研修を徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月20日	Ⅰ　1.　②事務の概要	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、統計処理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ②現況届の発送・受付・確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 (1)児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 (2)現況届の発送・受付・確認 (3)支払管理の確認 (4)統計処理の確認	事後	軽微な変更
平成30年4月20日	Ⅰ　1.　③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	(1)児童手当システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ (4)番号連携サーバ (5)京都府・市町村共同電子申請システム	事後	子育てOSS開始にあたり、利用を開始するシステムを追加
平成30年4月20日	Ⅰ　2. 特定個人情報ファイル名	児童手当受給者ファイル・児童手当児童ファイル・宛名情報ファイル	(1)児童手当受給者ファイル (2)児童手当児童ファイル (3)宛名情報ファイル	事後	軽微な変更
平成30年4月20日	Ⅰ　5.　②所属長	民生児童課長　　大石　浩明	民生児童課長　四方　麻美	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月20日	Ⅱ　1. いつ時点の計数か	平成27年3月2日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年4月20日	Ⅱ　2. いつ時点の計数か	平成27年3月2日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	Ⅰ　5.　①部署	民生児童課	こども支援課	事後	機構改革による変更
平成31年4月26日	Ⅰ　5.　②所属長	民生児童課長　四方麻美	課長	事後	機構改革による変更
平成31年4月26日	Ⅰ　5.　8連絡先	民生児童課子育て支援担当	こども支援課子育て担当	事後	機構改革による変更
平成31年4月26日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	時点修正
令和2年5月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年5月1日　時点	事後	評価の再実施
令和2年5月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年5月1日　時点	事後	評価の再実施
令和3年6月18日	Ⅰ　7. 請求先	総務部　総務課　情報管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	事後	機構改革による変更
令和4年6月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日　時点	令和4年5月1日　時点	事後	時点修正
令和4年6月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日　時点	令和4年5月1日　時点	事後	時点修正
令和5年6月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日　時点	令和5年5月1日　時点	事後	時点修正
令和5年6月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日　時点	令和5年5月1日　時点	事後	時点修正
令和6年4月3日	Ⅰ　5.　①部署	福祉保健部　こども支援課	健康こども部　子育て支援課	事後	機構改革による変更
令和6年4月3日	Ⅰ　5.　②所属長	こども支援課長	子育て支援課長	事後	機構改革による変更
令和6年4月3日	Ⅰ　7. 請求先	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502	事後	
令和6年4月3日	Ⅰ　5.　8連絡先	福祉保健部　こども支援課　子育て担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	健康こども部　子育て支援課　子育て担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4252	事後	機構改革による変更
令和6年4月3日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日　時点	令和6年5月1日　時点	事後	
令和6年4月3日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日　時点	令和6年5月1日　時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅰ1.③システムの名称	(1)児童手当システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ (4)番号連携サーバ (5)京都府・市町村共同電子申請システム	(1)児童手当システム (2)児童手当システム(標準準拠システム) (3)団体内統合宛名システム (4)中間サーバ (5)番号連携サーバ (6)京都府・市町村共同電子申請システム	事前	
令和7年5月7日	Ⅰ3.法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の56の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項　別表項番81に規定する事務	事後	法改正後でないと見直しが行えないため
令和7年5月7日	Ⅰ4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二の74の項及び75の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例 給付の支給に関する情報」が含まれる項(42、125、141、161) (情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(106、107) 第9条第1項　別表項番81に規定する事務	事後	法改正後でないと見直しが行えないため
令和7年5月7日	Ⅱ1.いつの時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年3月31日　時点	事後	数値確定後の記載となるため
令和7年5月7日	Ⅱ2.いつの時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年3月31日　時点	事後	数値確定後の記載となるため
令和7年5月7日	Ⅳ8.人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式で追加された項目
令和7年5月7日	Ⅳ8. 判断の根拠		システムで検索する際は、氏名、住所、生年月日等で本人を特定しているため。	事後	新様式で追加された項目
令和7年5月7日	Ⅳ11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9.従業者に対する教育・啓発	事後	新様式で追加された項目
令和7年5月7日	Ⅳ11. 判断の根拠		情報の取り扱いについて、研修を徹底している。	事後	新様式で追加された項目